

川崎町議会定例会会議録

令和6年9月11日(第2号)

○出席議員(13名)

1番	大本治久君	2番	佐々木昭雄君
3番	下斗米麻子君	4番	今田勝春君
5番	佐藤清隆君	6番	遠藤雅信君
7番	佐藤昭光君	8番	高橋義則君
9番	的場要君	10番	生駒純一君
11番	佐藤新一郎君	12番	眞幡善次君
13番	眞壁範幸君		

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

町長	小山修作君	副町長	奥山隆明君
総務課長	佐藤邦弘君	会計管理課長 兼会計課長	佐藤健君
税務課長	佐藤文典君	農林課長	大宮陽一君
建設課長	阿部大樹君	上下水道課長	渡邊輝昭君
町民生活課長	菅原清志君	保健福祉課長	大宮竜也君
地域振興課長	大友聰君	病院事務長	滝口忍君
教育長	相原稔彦君	学務課長	高山裕史君
生涯学習課長	村上透君	幼児教育課長	佐藤和彦君
農業委員会事務局長	高橋和也君	代表監査委員	大松敏二君

○事務局職員出席者

事務局長 小原邦明君 書  
記 佐藤由弥歌君  
書 記 佐藤明尚君

---

○議事日程

令和6年川崎町議会定例会9月会議議事日程（第2号）

令和6年9月11日（水曜日）午前10時開議

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 追跡質問

日程第3. 一般質問

---

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

午前10時00分 開議

開議の宣告

○議長（眞壁範幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードへの設定をお願いします。

---

議事日程の報告

○議長（眞壁範幸君） 本日の議事は、あらかじめお配りしてある議事日程に従って進めます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（眞壁範幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

5番 佐藤清隆君

6番 遠藤雅信君

を指名します。

本日の会議の書記として、小原邦明、佐藤由弥歌、佐藤明尚を選任します。

---

## 日程第2 追跡質問

○議長（眞壁範幸君）　日程第2、追跡質問を行います。

追跡質問のある方は、挙手願います。5番佐藤清隆君の発言を許します。質問席に登壇し、質問願います。佐藤清隆君。

### 【5番 佐藤清隆君 登壇】

○5番（佐藤清隆君）　5番佐藤清隆でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、追跡質問させていただきます。

昨年9月会議で一般質問させていただきました森林環境譲与税を活用した森林管理と林業振興について追跡質問いたします。

新たに始まった制度として町が私有林の森林管理の中心となって担うことから、担当職員の増員や専門的な知識や経験のある人員の配置など、また、人材の育成も必要ではないかと。いずれにしても、取組体制を整備し長く継続的に進めていかなければならないなど質問させていただきました。答弁では、宮城県や森林サポートセンターと連携し、伴走型の支援制度を活用しながら森林管理集積計画を進めていくなど答弁がありました。そこで、今年度の取組状況をお聞きしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君）　町長。

### 【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君）　5番佐藤清隆議員の追跡質問にお答えします。

森林環境譲与税を活用した森林管理と林業振興について、担当職員の増員や専門性が求められるスペシャリストの配置が必要ではないかという質問を、ちょうど1年前の議会で頂戴いたしました。このことについてでありますが、40年以上にわたり宮城県職員として林業業務に携わり、今年3月に退職された方を、森林環境譲与税を財源に林業技術員として4月より任用し、主に森林経営管理制度を担当いただいております。この制度の主要部分である森林所有者の申出により、市町村が森林の経営管理をするために必要な経営管理集積計画につきまして、大河原管内では未策定の、まだ策定していない市や町が多い中で、川崎町では既に6件の計画を策定、公告しており、十分な成果が上がっていると思います。また、今年度は小野地区と前川地区の一部に意向調査を行うための準備も進めております。これからも、宮城県や県市町村森林経営管理サポートセ

ンターの支援を受けながら林業振興を図っていきたいと思っております。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。佐藤清隆君。

○5番（佐藤清隆君） ただいまの答弁で、専門性のある方を採用し配置ができたこと、大変この制度を推進するに当たり、心強いなというふうに思っております。先ほども申し上げたとおり、長く継続的に進めいかなければならない制度ということもありまして、この間、私も勝手なことをいわせていただきますと、そういった方がいらっしゃる間に、できるだけ長く進めていただくのはもちろんのこと、担当する職員も、そういった方が近くにいらっしゃるのであれば、経験やスキル、いろんなことを多分お持ちでいらっしゃる方だと思いますので、ぜひともいろんなことを学んでいただいて進めなければなというふうに思っているところです。

最後の質問にちょっとさせていただきますが、昨年も質問させていただきました、木材の利用や普及啓発や林業の活性化を目的に、町内産の木材の使用量に応じて補助金を交付する事業、木材利用推進住宅整備事業について、これは今年度も継続的に行っているわけなんですかけれども、実際に利用や問合せがあったものなのか、また、そこから浮かび上がる課題などがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 農林課長。

○農林課長（大宮陽一君） 佐藤清隆議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、令和5年度の先ほどの木材利用推進住宅整備事業の補助金の実績でございますが、昨年は1件100万円の交付をしたところでございます。今年度令和6年度につきましては、予算は2件分200万円の予算を措置しているところでございます。問合せとあと実績でございますが、まだ交付までは至ってございませんで、1件ほどのお問合せがあるところでございます。

また、課題等でございますけれども、この事業については令和5年度から開始した事業でございますので、もう少しPRのほうを今後していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（眞壁範幸君） これで佐藤清隆君の追跡質問を終わります。

ほかに追跡質問のある方は挙手願います。

【質問者なし】

○議長（眞壁範幸君） 質問なしと認めます。これで追跡質問を終わります。

---

### 日程第3 一般質問

○議長（眞壁範幸君） 日程第3、一般質問を行います。

再質問に関しては、挙手の上、質問願います。挙手がなければ次の質問に移りますので、ご了承願います。

順番に発言を許します。

通告第1号、7番佐藤昭光君。

【7番 佐藤昭光君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 初めに、健康保険証のマイナンバーカード移行について質問願います。

○7番（佐藤昭光君） 7番佐藤昭光でございます。

通告に従い質問させていただきます。ちょっと声ががらがらなので、聞こえづらかったら我慢していただきたいと思います。

健康保険証は、75歳以上の後期高齢者医療保険とともに12月2日で廃止され、マイナンバーカードに組み込まれると。主に事務的側面について伺います。

1番、マイナンバーカードの取得状況は県全体では74%を超えており、今年5月時点では保険証登録が51.19%、利用率6.65%。これに対して当町の場合はどんな状況なのか伺います。

2番、マイナンバーカードを取得していない人の主な理由、なぜ取得していないのかと。考えられることをお伺いします。

3番、当町では、未取得者のマイナンバー加入促進による健康保険加入へどんなPR活動をしているのか。プッシュ型なのですか。効果のほどは。また12月2日以降、資格確認書は発行しますか。

4番、今年8月1日に今の保険証を手にした人は、令和7年7月31日まで丸々1年間利用を続けられます。その場合は、12月2日以降は双方とも利用できるのですか。来年8月1日以降の扱いはどうなりますか。

5番、保険料未納の増減状況、納入促進の手立てをどう考えていますか。

6番、満75歳から加入する後期高齢者医療保険は、平成20年度から都道府県単位に全市町村が加入する広域連合が運営しています。74歳までの医療保険と異なる点はどんな点なのかお伺いします。

---

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 健康保険証のマイナンバーカード移行について、7番佐藤昭光議員の質問にお答えします。

1点目、川崎町におけるマイナンバーカードの取得率や、保険証登録率、利用率の状況はとの質問でございますが、令和6年7月末時点でのマイナンバーカード取得率は76.76%です。令和6年5月時点での国民健康保険に係る保険証登録率は62.88%で利用率が10.79%、後期高齢者医療保険に係る保険証登録率は54.73%で利用率が6.66%という状況です。

次に、2点目の、マイナンバーカードを取得していない人の主な理由はとの質問でございますが、1つは、個人情報の漏えいが心配される。2つは、必要性をあまり感じていない、3つ目は、カードを紛失した際の手続が面倒などが主な理由ではないかと思われます。

次に、3点目の、マイナンバーカード取得による健康保険加入へのどのようなPR活動をしているのか、また、12月2日以降、資格確認書は発行するのかとの質問でありますが、保険証登録へのPRについては、マイナ保険証利用のメリットなどを記載したリーフレットを全被保険者に対し個別に通知しているほか、今後も町のホームページやSNSなどを活用して広く周知していくたいと考えております。

また、マイナ保険証の利用登録がされていない方に対しては、国保、後期とも資格確認書を当分の間交付することとされており、発行済保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなくプッシュ型で交付され、引き続き医療を受けることができます。

次に、4点目の、有効期限が来年7月31日までの現在の保険証はマイナ保険証と両用できるのか、また、有効期限以降の扱いはとの質問でありますが、国保、後期とも、発行済保険証の有効期限である来年7月31日まで使用可能であり、マイナ保険証と両方使用することができます。来年8月以降については、マイナ保険証の利用登録がされていない方は、プッシュ型で送付された資格確認書で受診することとなります。

次に、5点目の、保険料未納の状況と納入促進の対策はとの質問でありますが、国民健康保険税の令和5年度収納率は、現年度分が93.54%で対前年度比0.36%の増、滞納繰越分が17.80%で対前年度比0.2%の減、後期高齢者医療保険料の令和5年度収納率は、現年度分が99.28%で対前年度比0.05%の減、滞納繰越分が15.44%で対前年度比2.86%の増という状況です。収納対策としては、現年度分未納者への定期的な催告文書の送付、口座振替の勧奨、口座振替にしてくださいと勧めます。納め忘れと思われる方への電話連絡などを継続し、必要に応じ滞納者の財産調査など現況把握や預貯金口座の差押えなどを実施していきたいと考えております。

最後に、6点目の、後期高齢者医療保険が74歳までの医療保険と異なる点はとの質問でございますが、74歳までの医療保険には国民健康保険をはじめ幾つかの種類がありますが、ここでは後期高齢者医療保険と国民健康保険との主な違いについて大きく3点説明いたします。

まず1つですが、国民健康保険は各市町村が保険者であり、後期高齢者医療保険は広域連合が保険者となります。このことから、後期高齢者医療保険に係る町、地元の町の仕事は、各種届出や申請の受付など限られたもののみとなります。

次に2つ目ですが、後期高齢者医療保険は都道府県単位で保険料率を決定しますが、国民健康保険は市区町村単位で保険税率を決定します。また、後期高齢者医療保険は被保険者一人一人が課税主体となります。国民健康保険は加入者が何人であっても世帯主が課税主体となります。

次に3つ目、後期高齢者医療保険は、医療機関に支払う一部負担割合が所得に応じて1割、2割、3割となっており、国民健康保険は小学校入学までが2割、小学生から69歳までが3割、70歳から74歳までが所得に応じて2割または3割となっております。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。佐藤昭光君。

○7番（佐藤昭光君） 国の制度の改革で後期高齢者保険の負担率の引上げ、出産育児一時金への負担新設など、被保険者のさらなる負担増が懸念されているということでございます。75歳までと75歳からの負担について、当町ではどのような経過をたどると見ているのか伺います。高齢者の負担が増えていくようだったら、町としてどう対応するのか考えを伺いたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大宮竜也君） 7番佐藤昭光議員の質問にお答えいたします。

今後の国保、それから後期高齢者医療保険、見込みはどうなっているかということでございますが、まず、後期高齢者医療についての今後の見通しですが、やはり75歳以上の将来推計人口は間違いなく増えるということになっております。ですので、被保険者数が今後も増加することになりますので、それに合わせて保険給付費の総額も増えるものと考えております。ただ、保険料についてなんですが、人数や額が増えるからそのまま保険料も増えるということにはならないと考えております。例えば、県の後期高齢者広域連合のほうではいわゆる積立金の基金もございますので、そのあたりとの兼ね合いになってくるのかなというふうに思っております。また、国保税についての質問ということでよろしいですか、国保税の、今後の。国保税につきましては、被保険者数はそんなに大きな増加というのではないんすけれども、当然、医療費の増加というものは後期と同じように見込まれますので、そのあたりも加味しながら税率についても考えていくことになるというふうに思っております。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤昭光君。

○7番（佐藤昭光君） 今、話を伺っていると、少し上がっていくんじゃないかなという話のよ

うです。そういった場合町がどうするかというのは、今考えはあるんですか。それをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大宮竜也君） 佐藤昭光議員の質問にお答えいたします。

必ず上がっていくということではないんですけれども、今の情勢を考えたときに、やはり見込みとしてはそういったことも考えていかなければならぬと思っています。ですので、そのときにやはり負担がなるべく大きくならないように、先ほど言ったようにそのための基金等の造成というのもありますので、そこも踏まえてある程度中期的なというか、先を見てそういった運営をしていくことが必要になってくると思っております。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤昭光君。

○7番（佐藤昭光君） 負担増の可能性があるから、取りあえず準備をしながら、準備をしていて上がるようなことがあつたらそのとき考えなくちゃならないなという回答でよろしいですね。

それから、町として後期高齢者医療広域連合との連携、国、県との協力体制、基本的な考えをお聞きしたいと思います。最後です。

○議長（眞壁範幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大宮竜也君） 佐藤昭光議員の質問にお答えいたします。

宮城県後期広域連合との連携、そして国や県との協力体制はとの質問ですが、ご承知のとおり宮城県後期高齢者医療広域連合は県内35全ての市町村で構成され、広域連合が定める広域計画に基づき、構成市町村と連携しながら事務を行っております。具体的には、保険者である広域連合は保険料の決定や医療費の給付、保険事業を実施しております。市町村は被保険者の身近な窓口として各種申請や届出の受付、保険料の徴収、保険証の引渡しなどを行っております。国や県との協力体制との質問ですが、例えば今回のマイナンバーカードと健康保険証の一体化のような大きな制度改正等に際しましては、国や県においても積極的な広報活動を実施しておりますし、そういう意味でも協力体制は構築されているものと考えております。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） よろしいですか。（「はい、いいです」の声あり）

次に、夏祭り花火復活について質問願います。

○7番（佐藤昭光君） 8月13日にB&G海洋センターで復活した夏祭り花火大会を見てきました。ラップとか花火、盆踊り、大変にぎやかでした。商工会が主体だった以前と比べると一味も

違ったものを感じました。それは、個人個人が本当に主体的に参加していると、一人一人が自ら参加することによってこんなにも盛り上がるのかなという感心をしました。祭りというものの本質を見せられた気がしました。雨が降っていたんですけども、500本用意した、盆踊りですけれども、500本のうちわが全部なくなって、結局プラス300人、800人ぐらいの人がいらっしゃるということでございます。それを聞いての感想をお伺いします。

第2点、昨年夏は役場前駐車場で、これも若者たちが中心となって盆踊りを復活させました。今年の夏は全町的に実行委員会をつくって、町からも50万円の支援を受けて花火大会をしました。私も花火大会50万円でちゃんと上がるのかなと心配しましたけれども、花火が非常に近いのでかなり大型な花火大会に見えました。工夫によってそういうふうに見えるんですね、花火というの。これもよく工夫されていたなと感心しました。資金の割に華やかな花火の実演、饗宴とすることを目にしました。もう少し資金があるとさらにすばらしかったのかもしれないなというのが感想でした。この点、どう受け止めているのか、18店ほど露店が出ましたけれども、それも全部町内からの参加だそうです。まさに町民主役、手作りのお祭りとなりました。町は資金支援以外にどんな協力をしたのか伺います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 夏祭り花火復活について、7番佐藤昭光議員の質問にお答えします。

1点目の、花火に50万円支援した町として感想はについてですが、本来は8月12日に企画されていたようですが、ご承知のとおり台風の影響により13日に日程を延期し開催されました。それでも当日は一時的に雨が降る天候でありましたが、多くのお客様にお越しいただき大盛況であったと感じております。また、花火につきましては、午後7時45分から約15分間集中して打ち上げられておりましたが、グラウンドの中心付近から、近くから打ち上げられておりましたので、とても迫力があり、想定していたよりもすごいものだと身をもって感じたところでございます。なお、昭光議員おっしゃるように、屋台につきましては、町にゆかりのある18店舗が出店されており、皆様に大変喜んでいただいていると感じました。加えて、盆踊りでは多くのお客様がやぐらを囲み楽しまれている様子で、本当にすばらしいものだと実行委員の皆さんに心から感謝と御礼を申し上げるところでございます。

次に2点目、町は資金支援以外どんな協力をしたのかについてであります。主な協力内容といたしましては、要請に基づく会場の使用や、運営上の安心、安全を確保するため、消防団員と交通安全指導員の協力の下、派遣要請を行い円滑な運営の面で協力したところであります。また、お盆の季節柄、町外から多くのお客様が来場されることを想定しまして、ふるさと納税のPRを

兼ねて、返礼品の中から抽せん会で使う商品の一部を協賛したところでございます。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。佐藤昭光君。

○7番（佐藤昭光君） この中で、ずっと主催していた商工会が入ってこないのはちょっといぶかしく私は思いまして聞きましたが、議会では話さないほうがいいということも言われました。しかし、町では支援しているはずなんですよね、商工会に。幾ら支援しているのか分かりませんけれども。支援は幾らですか。まずそれをお伺いします。お祭りじゃなくて全体の支援。商工会に対する町の支援。

○議長（眞壁範幸君） 地域振興課長。

○地域振興課長（大友聰君） 佐藤昭光議員のご質問にお答えします。

商工会に対する支援ということでございますが、令和6年度の予算ベースで申し上げますと、商工会の運営費含めて1,630万円の予算措置をして支援を行っているところでございます。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤昭光君。

○7番（佐藤昭光君） 支援金は、ずっとほとんど変わっていない感じがしました。しかし、町が支援している限りは、町も商工会参加したらどうだと言えると思います。それで、今映してもらっていいかな（書面投影台使用）、夏祭りの花火大会は令和元年まで商工会主催で、その際町は180万円の支援をしています。その後、花火大会は令和2年から令和5年まで中止となっています。また、夏祭りは平成29年まで商工会が主催し、その際町は20万円を支援しています。夏祭りは令和2年から4年間開催されました。その間、平成30年、令和元年、令和5年と支援なしで実行委員会を組織し実施し、今年は町が50万円を支援しました。そこで気になるのが商工会です。なぜ不参加なのかなど。答えられれば答えていただきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 佐藤昭光議員にお答えします。

私も昔商工会の役員をやって花火大会に関わったんですが、当時は自分たちもお金を出す、それから商工会の人たちのところを歩いて寄附もいただく、そして町のお金もいただく、そして花火大会をやったと記憶しております。今回の夏祭りの実行委員会の中には商工会の若手も入っていますし、やはり先ほど昭光議員がおっしゃった一人一人が楽しんで自主的にやっていくということで役場の職員も何人か入っておるようですし、やはり我々が昔関わったときの商工会のやり方ではなくて、今回は若い人たちが自主的に集まってやっているものですから、それについて町が支援していると。商工会もそういう形で若手が入ってやっていますので、まるっきり商工会の人たちが関わっていないのではなく、いろんな分野の人、横のつながりで人を呼び込んでいる

と。行政や商工会主体でなくこういった形、どこの町でも今、女川なんかもそうなんですけれども、こういった形のほうが柔軟性や広がりがあるのかなと思っております。商工会の助成金については花火大会とはまた違ったものですから、花火大会のときはまた違った形で出ていますのでご理解賜ります。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤昭光君。

○7番（佐藤昭光君） 夏祭りに対して商工会がないということで、町は今後どう対応していくのかなと。商工会が再び加わることはないのかなと。資金援助をしたらどうだという思いがありましたが、今後はそういうことはないと考えたほうがいいんでしょうか。実行委員会の中では、もう商工会は入らなくていいんだよというのが言われました。何か不信感があるのかなと思いましたが、その点を踏まえてちょっと回答をお願いします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 私が答えられる立場ではないのかもしれません、やはり若い人たちが柔軟性を持って若い人たちの発想でいろんな移住者の方々も含めてやっておりますので、先ほども申し上げたとおり、商工会の若手なども入っていますから、商工会として固まっているよりも、柔軟性や広がりを持っていけると思うので、もちろん実行委員の人たちはいろんな人たちにこれからも声をかけていくので、その中で広がっていけばいいですし、我々も職員がいろんな形で関わってくれればありがたいなと思っておりますし、また、このことについては議員の皆さんと相談して、来年はもう少し金額を増やすべきなのか、やるべきことはやはりいろいろ話を聞きますと課題も多いようなので、行政が関わってもう少し解決しなくちゃないことも多いですし、またほかの地区の夏祭りにも支援を続けていかなければならぬので、今年はまず今までの形プラスアルファなので、来年はもっとどうしたらいいのか皆さんと意見交換しながら進めていきたいと思います。改めて実行委員会の皆さんのお苦労、もちろんそのほかの地区も夏祭りをやってくださって、1回やめたものを始めるというのは大変なので、町としてもしっかりとやるべきことをやっていきたいと思います。ご理解賜ります。

○議長（眞壁範幸君） よろしいですか。これで、佐藤昭光君の一般質問を終わります。

---

○議長（眞壁範幸君） 通告第2号、3番下斗米麻子さん。

【3番 下斗米麻子君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 歴史的文化遺産と自然環境の保護について質問願います。

○3番（下斗米麻子君） おはようございます。3番下斗米麻子です。ただいまは、議長より発

言の許可をいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

去る5月25日、城館発刊記念の歴史文化フォーラムに参加する機会がありました。また、その後の老人大学校でもとても分かりやすく興味深いお話を聞くことができました。最近、中世の城跡に関することが日本中の歴史ファンの間で話題になっており、たくさんの書籍も発行されていて、その中に川崎町のことも取り上げられているようです。前川本城をはじめとしたすばらしい城跡が幾つもとてもいい状態で残っていて、遠く関西方面からも見学に訪れているそうです。風光明媚で豊かな自然を有するだけでなく、歴史的文化遺産まで豊富に存在する町、それが私たちの住む川崎町なんだととても嬉しく思います。しかしながら、数年前の風力発電事業の参入計画に代表されるように、再生可能エネルギー事業に関わる様々な問題に心を痛めておられる町民の声も多く寄せられています。町内に出来上がる太陽光発電所と、それに伴う大規模な森の伐採。いつのまにか山のあちこちに巨大な鉄塔が建ち始めていることなど、せっかくの豊かな自然が、当たり前だった景観がどんどん変わってきていると思います。悲しく感じているのは私だけではないと思います。当町の将来を展望したとき、たくさんある歴史的文化遺産とこの豊かな自然環境を守り抜いていくことは、当町の発展の大きな要になるのではないかと思います。規模に関わらず、再生可能エネルギー事業による林野の開発との積極的な意味での調和が今求められていると思います。差し当たって、今ある文化遺産をもっといい形でアピールできたらいいのではと思います。他町の例を取って申し上げるのも心苦しいのですが、すぐお隣の蔵王町の取組は学ぶべきところが多いと思います。主たる遺跡の案内板というようなものも、分かりやすくカラーの写真つきのものを掲げていますし、パンフレットのようなものもたくさん作っておられるようです。当町の教育委員会で発行されている資料も、とても詳しくて真心を感じます。こういった、今現在あるものを、もう少しお金をかけた立派なものにできたら、お隣の町に負けないすばらしいものが出来上がると思います。また、幾つもある貴重な城跡の整備も、地域の方をはじめ文化財保護委員また町の職員の方で作業しているのが現状です。作業されている方々の高齢化も進んでおりのことから、今後はお金をかけて若い方々の力も借りて整備に取り組んでいくときが来ていると感じます。以上の点について町長の見解を伺います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 歴史的文化遺産と自然環境の保護について、3番下斗米麻子議員の質問にお答えします。

歴史的文化遺産と自然環境の保護に関する質問ですが、初めに、1点目の文化遺産の保護と自然環境の維持、そして再生可能エネルギー事業との調和について見解を伺うについてでご

ざいますが、再生可能エネルギー事業の開発行為に際しましては、地域住民の生活に及ぼす影響、災害時のリスクなどを事前に把握するとともに、地域住民に十分考慮しながら、施設を適切に設置、管理することにより、町の豊かな自然環境と共生した事業となることを目的として、令和3年4月に施行された川崎町の環境と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例に基づき、事業の推進を図っております。この条例では、災害の防止または良好な自然環境、景観、歴史的または文化的価値、森林もしくは農地などの保全のために配慮が必要な区域を抑制区域として定めておりますが、下斗米議員おっしゃった大規模な風力発電事業の計画などに伴い、令和5年3月に蔵王国定公園エリアをはじめ土砂災害が発生する恐れが極めて高い地域などを禁止区域として加えたほか、説明会の開催を義務づけるなどの一部改正を行いながら運用してまいりました。今後ともこの条例に基づき、町民の思いと再生可能エネルギー事業との調和を意識しながら進めてまいります。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

【教育長 相原稔彦君 登壇】

○教育長（相原稔彦君） 2点目、文化財の標榜と新たなパンフレットの作成に取り組むべきではないか見解を伺うについてですが、平成12年度から平成16年度にかけて、アルミ製の文化財標柱を146か所、説明板を23か所に設置しております。そのほか木製の説明板もありますが、一部破損もあることから本年度建て替えする予定であります。現在は印刷技術の進歩で写真等の表記も可能となっていますので、今後、案内看板等を更新する場合には検討したいと考えます。

また、新たなパンフレットの作成についてですが、現在発行している城跡等の資料は、職員が手作りで作成したものであり、手作りのメリットとしましては、新たな事実が分かり修正が必要になった場合、すぐに部分改訂して再発行できることであります。資料は、主な城跡の説明板にポストを設置し、そこから見学者が自由に取り出せるようになっております。これらの資料はインターネットの口コミ等で非常に分かりやすいと高評価を得ております。このため現行の内容を基本としながら、随時充実したものにしてまいります。

3点目の、作業されている方々の高齢化が進んでいることから、今後はお金をかけて整備に取り組んでいくときがきていると感じるが、見解を伺うについて回答いたします。

山城跡の整備は、人が入れない状態のやぶの状態から何年もかけて地域の方々と協働で整備してきました。除草作業などは以前より短い日数でできるようになってきました。しかし、地域の方々の高齢化は進んでおり、作業される方の中には70代、80代の方も複数いらっしゃいます。近い将来、作業人数が足りなくなることが予測されますので、今後の整備の在り方について地域の

方々と意見交換をしながら検討してまいります。

○議長（眞壁範幸君） 下斗米麻子さん。

○3番（下斗米麻子君） 今のことについて再質問いたします。

つい先頃、当町90か所目の歴史的文化遺産が県により登録されました。川内四ヶ銘山遺跡です。これは同地区に進められている太陽光発電所事業に伴う大規模な造成事業中に見つかった大量の縄文土器に端を発したものです。今回の県の調査では住居跡の確定まではできなかったそうですが、明らかにこの周辺に集落が存在していたことは間違いないとの報告があったそうです。周辺を歩いただけで縄文土器がたくさん拾えたそうです。今回、四ヶ銘山の大規模開発は町長ご指摘の条例の規制区域外になります。ここでちょっと資料を用意しましたので見ていただきたいんですけども（書面投影台使用）、ありがとうございます。環境規制区域の地図です。宮城県から引っ張ってきたんですけども、蔵王国定公園等々色々がついているところは保護されている、規制がかかっているところです。2枚目の写真、白い枠のところが四ヶ銘山で、ぐるっと赤く覆っているところがもう既に大規模な太陽光パネルが設置されている部分です。3枚目の写真よろしいですか。そこをもう少し大きく見てみたものが3枚目の写真なのですが、大きく太陽光パネルが左のところに出てると思うのですが、これはもう既に設置されている太陽光パネルで、その下のところに四ヶ銘山の今工事が進んでいるところなんですが、その右横、細いところは東蔵王ゴルフ場になっていますよね。一番右上のところ、すごく大きい、これは2016年に閉鎖されたマグノリアゴルフ場の跡の、四ヶ銘山遺跡というか縄文土器が出たというので、どういうところなんだろうと思って航空写真を見たところ、こういうふうに今なっているんだ、上から見るとこういうふうになっているんだってびっくりしました。以前に設置された近在のやはり川内地区内大規模太陽光発電所の地図がありました。規制区域外ではありますが、測ったように、寄り添うように、どんどん押し寄せてきているというか、四ヶ銘山の今工事をされているところは、測ったように規制区域と接しているのが今の写真でお分かりになったと思います。当町川内地区は川崎町を代表する自然豊かで美しい森がたくさん残っているのは、町内の皆さんご存じかと思います。条例の区域外になっているということで、今後も同様の大規模開発が予想されますが、このことに関する町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 太陽光発電でありますとか風力発電、やはり我々の生活に電気は必要ですし、そういう電気を生み出す施設を言葉は雑ですが否定することはできないなと正直思っております。また、本当に風力発電のときもいろいろお騒がせしましたが、やはりどんどん人口減

少が進んでいく中で、財源を確保するというのも我々の至上命題でございますから、やはり、その中に入って住民の皆さんと企業の間に入って責任ある対応をしなければならないと思っております。この事業者の説明、四ヶ銘山でやっている説明会にも担当の職員とずっと私も出てまいりました。また、その造成をやる業者さんも町内の業者さんでございます。とにかく、そういう町民の皆さんと事業者の間に入っているいろんな調整をしたりしていかなければならぬと思っております。本当に例えは難かもしませんが、もののけ姫ではございませんが、本当に自然を守ることと人間のいろんな必要としているもの、その中で調和させていくのは難しいとは思うんですが、いろいろその中に入って調整していかなければならぬと思っております。

○議長（眞壁範幸君） 下斗米麻子さん。

○3番（下斗米麻子君） 何千年も前から、私たちの川崎町はやはり憧れの町、住みやすい場所だったんだなということをとても嬉しく感じています。縄文土器が出て私もすぐに見に行ってみましたが、既に埋め戻されたということでとても残念でした。そして自分たちの住んでいる場所がどれほど価値のあるところなのか、子供たちにもぜひ伝えていきたいと強く感じました。情報提供を積極的にこれからも行うことで、子供たちがこの町をもっと好きになってくれる、誇りに感じてくれる可能性が大いにあると思います。このことに関して町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） いろいろなそういった縄文土器が出たり、いろんな遺跡があるということはやはり広く知らしめていかなければならぬと思っております。私が生まれ育った本砂金地区でも、大本議員のうちの向かいのほうに野中というところがありまして、そこの畑には遊びに行くと土器がうじゅうじや、雨なんかの後に出ました。よくそれを拾って遊びました。でも40年前、土地改良のためにそこは工事をして、今、田んぼになっています。やはり、その大きさも分かりつつ、開発との協調もしていかなければならぬのだなと思っています。今そこは立派な田んぼになっておりますので、そこで遊んだ人たちもいなくなりましたが、今でも思い出すことがあります。

○議長（眞壁範幸君） これで、下斗米麻子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前10時58分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（眞壁範幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告第3号、1番大本治久君。

【1番 大本治久君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 水稲作の斑点米対策について質問願います。

○1番（大本治久君） 1番大本治久でございます。ただいま議長から発言のご許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

今年も稻刈りの時期が始まり、JAみやぎ仙南の本屋敷倉庫では先日初検査が行われました。今年も昨年同様酷暑が続きました。玄米の品質はどうなのかと気になるところではございましたが、まずは順調なスタートを切ることができたのではないかと思いました。昨今、川崎町は生産者の高齢化や後継者不足、経営体の多様化により生産者が広範囲を担うことも多くなり、状況が変化してきていることはご存じのことだと思いますが、このような状況の中、様々な課題も生まれてきています。今回は斑点米対策についてご質問させていただきたいと思います。

今年は斑点米カメムシ類が昨年の3倍の大発生と川崎町農作物防除協議会から発表がございました。背景には耕作放棄地の増加や温暖化によるカメムシ類の年間世代数の増加が考えられますが、生産者にとって害虫対策は大きな負担になっております。生産者の高齢化、経営体の多様化、消費者のニーズなど、水稻作を取り巻く状況が変化する中、より効率的、効果的な対策が求められております。そこで、次の点についてお伺いいたします。

1点目、生産者からは防除要否の判断のため、斑点米カメムシ類の調査地、採取数について情報量が少ないとのご意見がございました。判断基準の最適化のため、生産者に情報提供すべきと考えておりますがいかがでしょうか。

2点目、現在、無人ヘリコプターやドローンを利用した航空散布や、動噴機を用いた薬剤防除が主流となっており、農作物防除協議会で補助を行っております。防除の一環として斑点米カメムシ類の予察や発生源管理など、原因との向き合い方も重要と思われますが、今後の方針をお伺いいたします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 水稲作の斑点米対策について、1番大本治久議員の質問にお答えします。

初めに、斑点米カメムシ類の増加につきましては、議員ご指摘のとおり、近年温暖化による成虫の越冬数、冬を越す数が増えているのではないか、それを原因として、昨年は特にカメムシの生息域拡大に伴う水稻の被害が拡大しており、主食用米の等級低下に影響を及ぼしております。これまで、川崎町では農協や県農業共済組合などの関係機関で組織する川崎町農作物防除協議会

を中心に、斑点米カメムシなどの病害虫や有害鳥獣による被害防除対策を実施しており、カメムシ調査結果についても新聞折り込みや農地への野立て看板の設置などにより町内の農家へ注意喚起を行っております。

1点目の、カメムシ調査の調査地、採取数、どのぐらい捕ったのかなどの情報について、判断基準の最適化のため、生産者に情報提供すべきと考えるがいかがかにつきましては、現在、町全体に対する圃場管理の徹底と適期防除の時期について、いつ防除するかの実施について周知を行っておりますが、調査地を明確にした採取数などの詳細な情報については、調査にご協力いただいた農家に配慮しながら、提供の在り方について検討していかなければならないと思います。

2点目の、斑点米カメムシ類の予察、病害虫がどのぐらい発生するんだろう、予想しましょうという予察についてございます。発生源管理など原因との向き合い方が重要と思われるが、今後の方針につきましては、斑点米カメムシの越冬する生態については明確になっていない状況であり、越冬地を特定することは難しい状況にあります。このため、川崎町の農作物防除協議会においては、最新情報の収集に努めるとともに、農業者に対して圃場周辺の雑草地の草を刈ってくださいという呼びかけや、共同防除に関する補助制度の周知により防除体制の強化を図っているところでございます。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。大本治久君。

○1番（大本治久君） ただいま、情報提供についてご検討いただける旨など、今後の方針についてご答弁をいただきました。そこで再質問をさせていただきたいと思います。

まず、斑点米カメムシ類がなぜこの川崎町で増加しているのか考えなくてはなりません。私は地球温暖化もあると思いますが、主な原因は、高齢化や後継者不足、人口減などの理由から、農地に関わる方々が減少することにより経営体が変化し、水田を取り巻く環境が変化してきているからだと思っております。水稻作の上で重要害虫になっておりますアカスジカスミカメとアカヒゲホソミドリカスミカメの2種類は、イネ科の雑草地で増加し水田に進入することが解明されております。この2種類の寿命は雄と雌ともに約1か月で、100個ほど産卵しまして次の世代が生まれてくるわけでありますが、宮城県の場合ですと年間で3世代確認されているとの報告もあります。年間世代数の増加は温暖化が影響しており、温度が高いほど虫の成長も早いと推定されているわけであります。冬は2種類とも成虫で越冬するわけではありません。よく皆さんのおうちにカメムシが入ってきたとかあると思いますけれども、この2種類に関しては家の中ではなくて卵を産んでそれで冬を越しますということなんです。卵で冬は越しますが、卵は北海道の寒さにも耐えられるほどという研究結果も出ております。なので、宮城県で寒冬だとしてもさほど影響

のないことは予測できると思います。このような斑点米カメムシ類に対してどう対応すべきか、仙南でも常に上位等級比率を誇る我が川崎町のお米を守るため我々は考え、行動していくかなくてはならないと私は思っております。

斑点米カメムシ類の防除方法は除草と薬剤散布の2つといわれております。除草はカメムシ類に散乱させない寄主植物を削減する効果があり、薬剤散布はご存じのとおり作物への加害を阻止するものでありますが、近年、地域での草刈りは過疎化や高齢化により集落機能が低下している地域もあり、持続することが難しい状況になりつつあります。現在、川崎町農作物防除協議会では、団体で10ヘクタール以上の薬剤防除に対し最大10万円の補助を行っていますし、全国の他の自治体を調べてみると、カメムシ防除に対する補助も多く、様々な対応をされているようです。では、どのようにすべきなのか。私は、まずは元を断つ努力、発生源との向き合い方が必要だと考えております。そして生産者の皆様に対し負担の少ない環境をいかに提供できるかだと考えております。まず、行動するためには情報が必要です。情報は人の行動を変えると私は思っております。皆様には大まかな情報ではなくより細かな情報を知ってもらう必要があると私は考えております。

今回担当課より斑点米カメムシ類の調査地や採取数などの資料をご提示いただきました。資料をちょっといいですか。このような表をいただきました（書面投影台使用）。まず1枚目を。こちらが農林課のほうでいただいた表です。これは、昨年度のカメムシ類すくい取り調査集計表ということです。一番下がちょっと見えないんですけども、昨年は一番右下の数字503というような数字が出ていました。これを見ますと、調査地は18か所されておるということでした。ちょっと今年の分をお願いしたいんですけども、今年の分は右下の数字で確認していただきたいんですけども4,263。立札なんかも見ますと約3倍というような注意喚起が出ておりましたけれども、この数字を実際見たときにどうなのかなというふうな疑問の点もございました。じゃあ3枚目のほうをお願いしたいんですけども、こちらが川崎町内でどこで調査をしているのかという調査地です。ということになります。ありがとうございました。これによりますと、現在町内18か所で調査していると表されています。情報発信をいろいろご検討していただくというようなお話をございましたけれども、私はもう少し調査地を増やすべきではないかと考えております。なぜならば、斑点米カメムシ類の行動範囲は発生源から通常100メートルほどと言われております。最高でも四、五百メートルぐらいまでが行動範囲だという研究結果があります。虫ですから、1キロ、2キロ、3キロと簡単に動くようなものもいますが、斑点米カメムシ類に関してはまずさほど動かないということでございます。そして、ご提示いただいた表からも推測

できるとおり、生息数は地域によりばらつきがあると思います。

今回、刈取り作業を終え、カメムシ類の影響が予想より少なかった、影響なかったと話される生産者もいらっしゃいました。これは様々な条件もあるかと思いますが、少なからず差があることを示していると私は思っております。調査地を増やし、詳細な情報を提供することにより、カメムシ類の調査地から、所有されている水田にはどのような影響があるのか、地域の現状はどうなのか、そこから見えてくる地域課題、地域での課題、生産者による薬剤散布の要否の判断にも重宝されるのではないでしょうか。

また、斑点米カメムシ類は出穂後の割れもみを狙って吸汁します。ひとめぼれの割れもみ発生率は低いとの論文を拝読したことがございます。気象条件によっては発生するリスクもあります。そして、品種はひとめぼれだけではありません。割れもみが増加する、増加すると斑点米が増加することは研究で明らかにされています。条件によっては割れもみへの注意喚起も必要と考えます。現状をより詳しく知ってもらうには必要な情報だと思いますが、いかがでしょうか。

以上、この2点についてお伺いいたします。

○議長（眞壁範幸君） 大本議員。再質問でありますので、やはり調査、勉強熱心で調べていただいてここで発表するのもよろしいですけれども、その辺は絞って、簡潔に何を聞くのかしていただければと思います。農林課長。

○農林課長（大宮陽一君） 大本議員のただいまのご質問にお答えいたします。

1点目のご質問については、現在調査地点が18か所ですが、もう少し調査地点を増やし情報提供をしたらどうかというご質問でございます。こちら調査地点につきましては、例年ずっと実施してございまして、仙南2市7町で申し上げますと、カメムシ調査を実施していないところは2市7町でいうと3か所、実施しているのが6か所でございまして、おのおの大体調査地点が10か所程度というのがほかの町で調査しているところでございます。ただいま議員がおっしゃるとおり、やはりカメムシ問題、今大変、昨年から重要な課題と認識してございます。調査地点の増加につきましては、まず慎重に今後検討してまいりたいと思います。

2つ目のご質問は、ごめんなさい、もう一度お願いしてよろしいですか。

○1番（大本治久君） 割れもみがありますと余計斑点米は増えてきますので、割れもみが気象条件によって増えてくると思いますので、それに対する注意喚起なんかも一緒に併せてやっていただければ助かるなということです。

○農林課長（大宮陽一君） 分かりました。そちらについても宮城県の農業普及改良センターや農業の指導員がいますので、そちらで情報を得ながら、提供のほうも検討してまいりたいと思

ます。

以上でございます。

○議長（眞壁範幸君） 大本治久君。

○1番（大本治久君） じゃあ、2点目に質問させていただいた分についてちょっと再質問させていただきたいと思うんですけども、現在、多面的機能支払交付金を利用しました活動が当町でも行われております。この活動は地域活性化を促進し、斑点米カメムシ類の防除対策の1つ、除草作業についても大きく貢献できると私は思っております。持続可能な農業生産は地域の皆様のご協力がなければ成り立たないと私は思っております。私は、活動されている皆様が現状を把握し、計画的、効果的に活動できるよう、カメムシ類についての知識などの情報発信をしっかりと行い、地域の皆様が一丸となって川崎町を支えてくれるよう、推進も含め働きかけていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 農林課長。

○農林課長（大宮陽一君） ただいまの大本議員のご質問でございます。

多面的機能支払事業について、こちらは草刈り等の事業もできますということで、こちらの普及活動もしていってはどうかというご質問だったと思います。現在、川崎町で多面的機能支払交付金を活用している地区は8か所、支倉が上下となっておるんですが、8か所で交付金を活用いただいております。現在、また新たに立野や前川地区のほうで説明会を行いまして、できるだけこちらの交付金も活用いただけるように説明会をする予定でございます。

また、草刈りは農家をやっていれば必ず実施するものでございますので、できるだけこちらの補助金を活用いただいて、やった行為に関しましては1時間当たり幾らということで対価報酬も出ますので、こちらも農林課として推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） 大本治久君。

○1番（大本治久君） この質問を最後とさせていただきます。

今年も農協より生産者概算金が発表され、概算金が増加したことは皆さんご存じのことだと思います。米作りが続けられる生産コストを念頭に各地で引き上げられております。今回質問することに当たりまして、町民の皆様から多数のご意見をいただきました。ここまで増加してしまったカメムシ類を減少させるためには、より団体防除を行える環境を整えてほしい、薬剤を買うため補助を少しでもお願いしたいというようなことがございました。米価はこれまで再生産費用を割りかねないほど低い時期が続きました。生産者ができるだけ生産コストをかけたくないことは

当然のことだと思います。私は今後、この生産コストがいかに市場に反映されていくのか注視しながら、持続可能な農業のために効率的、効果的な方法を皆様に提供すべきだと考えます。そのためには、知識や経験が必要となってきます。今後さらなる人材育成も必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 大本議員の質問にお答えします。

追跡質問で、佐藤清隆議員から森林環境税のことがございました。1980年代から安い外材が入って、国産材の需要が低下して、山間部の山を守る人がどんどんいなくなってしまいました。それから猿やイノシシ、熊などが里山に下りてきたわけでございます。山や田んぼや畠を守る人たちをしっかりと支援したり、情報を提供していかなければならぬと思っています。ポンプの電気料を補助したり、電気柵の補助をしたり、やはりしっかりと農地を守っていかなければどんどん荒れていきますので、大本議員おっしゃるようにいろんな支援、細かい支援を、各議員さんから言われておりますので、しっかりと手当をしていかなければならぬと思っておりますし、やっぱり今まで以上に町の広報なども使いながら、分かりやすい広報で皆さんに知ってもらう、注意を促す、喚起していく、改めて大切だと思っておりますので、またそういったことを通して農業への理解を町民の皆さんにも分かってもらうことが必要だと思っております。細かいことをもつとしっかりと、手当をしていきたいと思っております。努力してまいります。

○議長（眞壁範幸君） これで、大本治久君の一般質問を終わります。

---

○議長（眞壁範幸君） 通告第4号、5番佐藤清隆君。

【5番 佐藤清隆君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 部活動の地域移行について質問願います。

○5番（佐藤清隆君） 5番佐藤清隆でございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

部活動の地域移行について質問いたします。

令和4年6月会議で、中学生の部活動の在り方について質問させていただきました。当時はまだ検討が始まったばかりで、情報収集しながら今後の方向性を考えていきたいとの回答をいただいたところでした。当時、質問しながら、生徒数の減少から部員不足となり、特に団体競技が困難となる中、また、年々減少する生徒数から選択する部活動も限られるなど、どんどん運動離れがおき、体力の低下が進むのではないかと心配になりました。また、現代において教員の働き方

改革からも、今までのようすに全て教員に委ねる時代ではないこと、早急に改革が必要であることは十分理解はしているものの、一方で、当町のような地方の自治体では都市部と事情も違うことから、生徒本人や保護者の新たな負担も懸念され、周辺環境の状況から見ても非常に難しい問題だなと感じておりました。その後、令和4年12月にスポーツ庁と文化庁の両庁名で学校部活動及び地域クラブの活動の在り方に関するガイドラインが策定され、公立中学校の休日の部活動については、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として段階的に地域移行に取り組み、可能な限り早期に実現することを目指すとされました。また県の教育委員会では、令和5年度を移行検討期間、令和6年度から令和7年度を改革推進期間と位置づけており、県内の自治体でも今年度より段階的に移行を始めると報道もされておりました。そこで、次の点について教育長にお伺いします。

1点目、今までどんな検討が行われてきたのか。

2点目、当町の現状と課題、今後についてお伺いします。

3点目、外部との連携、また生徒や保護者などへの周知について。

この3点についてお伺いします。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

【教育長 相原稔彦君 登壇】

○教育長（相原稔彦君） 部活動地域移行について、5番佐藤清隆議員の質問にお答えします。

1点目の、今までどんな検討が行われてきたのかとの質問であります。この事業を所管するスポーツ庁は、令和7年度を推進改革期間の最終年度と定めていることから、町内2つの中学校の部活動の実態を把握するとともに、令和7年度内に部活動の一部を地域移行として実施することを目途に、小規模自治体の先行事例を集め、町として可能な取組を内部で模索している段階です。

2点目の、当町の現状と課題、今後についてはとの質問であります。現在、町内中学校ではサッカー、バドミントン、スキーなどの一部種目において外部指導者が学校や部活動顧問と連携しながらボランティアで実技指導を行う外部指導者による地域連携が行われています。

しかし、課題として、実技指導に加え競技大会への引率、活動時間内における実技指導以外の生徒への関わりなど、一定の責任を持って部活動指導をお願いする人材を町内で継続的に確保することは、なかなか難しいことであると捉えています。

今後は、B&Gで行っている川崎町総合型スポーツクラブ運動笑楽校の拡充を図り、令和7年度後半に中学生の参加を促しながら、部活動の種目に関わらず体づくりができるような取組がで

きないか検討を進めてまいります。

3点目の、外部との連携や生徒、保護者等への周知についてとの質問ですが、外部との連携につきましては、B & Gとの連携を第一に進めていきたいと考えております。また、生徒や保護者への周知については、教育委員会としての方向性が固まった時点で、部活動地域クラブ移行の狙い、よさや課題、取組内容について各中学校を通して伝えてまいります。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。佐藤清隆君。

○5番（佐藤清隆君） 改めて答弁いただきましたが、大変難しい問題だなというふうに捉えています。先ほども申し上げましたが、前回質問させていただいたのが2年前、現在も新聞等々でいろんな報道がされていますが、先行している自治体なんかも見ていますと、都市部の自治体が多いのかなという印象は受けております。そもそも、大きな転換期になるわけですけれども、この部活動の地域移行の問題、生徒や保護者の方はどのように捉えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） 川崎町として、直接、生徒や保護者にこれまで何らかのお考えを伺ったことはありません。ただ、様々な会議に出ておりますと、先行自治体の市町村で捉えている意識、それから、川崎町もそうですけれども、人口規模が小さくてなかなか先行事例の自治体のように取り組めないでいる自治体の保護者や生徒の意識、少し差があるように捉えています。やはり、やりたい、あるいはやってもらいたいのはやまやまだけれども、一体誰がお世話して、どんな負担があるんだろうか、そんな声はちょくちょくいろいろな会議の中でも報道されております。今固めております案について、検討がほぼ出来上がり次第、保護者や生徒の考えをお聞きしながら、よりよい方向を模索するというふうな考え方で現在おりますので、町内の保護者、生徒たちの意向については、もうしばらくお時間を頂戴いたしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤清隆君。

○5番（佐藤清隆君） 生徒や保護者の方も、多分いろんな思いがあるのかなというふうに私自身も捉えているところです。逆に、今回の地域移行については、教職員の方々の働き方改革も伴っているわけです。私も町内を見回したときに、一生懸命部活動に取り組まれている先生方もいるのも十分承知しておりますし、私自身も中学校、野球をやっておりました。当時を思い出せば、スポーツをやったことのない先生がその当時も一生懸命教えていただいたのを記憶しております。私の場合ですと、大学でギターしかやったことのない先生が野球部の顧問について、ノックもしたことがない、サインも知らない、練習相手も組めない、当時を思い出せば、教育長が隣の中学校

校にいらっしゃって、よく練習試合をしていただいたというのが記憶にございます。そういった中から考えたときに、先生方から思ったときの地域移行、先生方はどう思っているのか教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） これも、川崎町で先生方に直接個人個人に調査をしたことはまだありませんけれども、いろいろな会議の中で地域移行する中で、特に土日を含めた休日に部活動に携わらなくてもいいのであれば、それは大変ありがたいという声が6割7割ぐらい出ている。あるいは自身もやってきた種目について、生徒の指導に当たりたいという教員も2割3割程度いるというふうに捉えておりますが、学校教員の採用は、特に中学校は教科で採用されまして、部活動の経験有無で採用されているわけではないので、その辺が教員にとっては経験したことのない種目の顧問、あるいは文化部しか経験してこなかった教員が運動部の顧問ということで特に実技指導をすることには非常に苦しさを感じているということはよく聞かされております。これも町内の方針が固まりましたら教職員にも重ねて尋ねてまいりたいと考えてございます。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤清隆君。

○5番（佐藤清隆君） 先ほどの答弁で、当町では来年度、今現在あるB&Gが主体となっている運動笑楽校なんかちょっと活用しながらという答弁をいただきました。ちょっと調べてみましら、昨年度から宮城県のほうで、みやぎ地域クラブ活動指導者人材バンクというものが発足しているようでした。こういったものも利用しながらということは頭に入れているのかちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） 昨年度の会議の中で県教育と市町村教育委員会との会議の中で、部活動の地域移行についても話題となりました。その折に、この人材バンクを立ち上げた方がちょうどいろんな説明をされておりまして、人材バンクを立ち上げた年度に登録した方が数名しかいらっしゃらなかつたと。まだまだ部活動の地域移行が世の中に周知されていない実態と、あるいは責任を持って子供たちの指導に当たるということの難しさを痛感しているところですというお話を聞いてきたところです。その後現在までどのくらい人材バンクが拡充されているところかまでは承知してございませんけれども、こういう外部機関の情報もいただきながらお世話していただけるところは積極的に声をかけて、手を挙げてお力添えをいただきたいなというふうに考えてございます。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤清隆君。

○5番（佐藤清隆君） 私自身、今ソフトボールクラブをやっておりまして、そこにいる大学を卒業したばかりのメンバーに話を聞くことができました。この子は今、福島県の郡山市を拠点に地域移行の受皿の会社に働いている子でした。先日お話を聞いたときにどういった活動をしているのか興味がありましたので聞く機会がありました。福島県内を3人で受け持って、その子は野球なんですけれども、今日はこの日この場所に行く、こここの場所に行くというふうに順に担当を持ちながら行っているという話でした。その子が夕方、あるいは放課後にお邪魔させていただいて会場を準備し、子供たちが来るのを待って野球を教えるというようなことをおっしゃっていました。じゃあ費用の面はどうなのという話を聞いたときに、費用は保護者の方から一律幾らという形でもらってやっているんだという話も聞くことができました。じゃあそういうってやったときに、本当に野球のレベルというか、どういった指導をしているのとちょっと踏み込んで聞いてみましたら、いや、やはり継続して通ってもらうことが非常に重要で、楽しさを前面にやっているんだというお話を受けることができました。費用の部分も大なり小なりもちろんあるかと思いますし、そこに例えば各自治体のほうの費用的な部分の助成なんかはどうなるかというのは、そこまで私聞くことができなかつたんですけども、少なからず何らかの保護者の負担、生徒の負担というのが出てくるのかなというふうな印象は受けました。先ほどもちょっと人材バンクのお話をさせていただきました。こういったところを利用する場合、または運動笑楽校を利用した場合にあっても、当町のような交通の便が悪い地域ではなかなか通うに当たってもそうですし、指導者が来ていただくにもなかなか現実的にちょっと難しいのかなというふうなところがあります。指導者の確保あるいは育成なんかも必要になってくるかと思うんですけども、新たな保護者の負担なども、そういういたところからも考えられることから、負担の軽減あるいは予算の確保なども金銭面的な整備も必要になるのかなというふうに思って最後の質問にさせていただきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） 議員から説明をいただきました、民間企業に勤めていらっしゃる方が企業の社会貢献活動の一環として部活動の地域移行の中で、それぞれ学生時代にやってきた種目などの指導に当たる、これは仙台市内でもある企業が始めたということを報道がございました。特にそういう企業さんの中では、勤務時間を考慮して、夕方の部活動の時間帯にはそれぞれの中学校を回れるようにということで、ああ、様々な取組があるもんだなというふうに感じてございました。私もそのとき、費用負担まではちょっとよく詳細を存じ上げなかつたんですけども、実際、地域移行をやって仮にB&Gの運動笑楽校を利用したとしても、今年会費二、三千円ほど

いただいていると思います。その多くは保険料負担というあたりに費やしているところだと思うんですが、仮に何らかの講師を外部から呼んで、その負担を全部保護者にお願いすると仮になつたとすれば、例えば、1人の講師を呼んでくるときの費用弁償の金額は、恐らく幾らというふうに決まっておりまますので、その種目に参加した人数が5人なのか10人なのか20人なのかによって毎年度費用負担が変わると、こういう在り方は望ましくないんだろうなというふうに考えてございます。ですから、一定規模のサービスを提供するという観点からは受益者負担という考えは必要だと思いますけれども、ある一定限度を定めながらそれ以外については議員の皆様のご理解をいただきながら、町の中で健康な体づくり、将来的にもスポーツに親しんで病気にならないような体づくりをして、健康寿命を延ばしていきますという、そういう視点の下に幾らかでも予算面でご配慮いただきながら取組ができたらいいなというふうに考えてございます。もし、来年度後半から実施するとすれば来年度当初予算の中には反映させていかなければならないのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 先日、県南サミットがございまして、県南の4市9町の首長が知事と意見交換をしたんですけども、そのときに仙台大学の教授がいろんなそういうスポーツ関係の部活動のことを話されました。最後に、多くの子供たちは大谷選手や張本兄弟のように大リーグやオリンピックに行って活躍できるわけではないんだ。多くの子供たちにスポーツを楽しんでもらって生涯にわたって心身の健康を守って豊かなスポーツライフをしてほしいんだ。競技力の向上よりもやっぱり生涯スポーツを楽しめる体をつくっていく、そういう環境を整えていく、そういうことに目を向けるべきではないかというようなことをその教授の方は言っておられました。短期間にびりびり、ぱりぱりやることよりも、スポーツ、体を動かすことの喜びをみんなに改めて分かってもらったりするのが大切なんではないかな、それとやはり、清隆議員がおっしゃるように、経験のない先生が今まで一生懸命教えることの大変さから解放してやる、そういったことも含めてやっぱり子供たちにスポーツの楽しさ、体を動かすことの大切さを伝えるべきだと。その中で、ちょっと話が長くなってしまいますが、デンマークのことをその先生は例に挙げていました。デンマークでは12歳まで能力的に選手を識別することを禁止して、全ての子供に平等に練習試合や試合に出すんだ。うまいからって出すんじゃない、みんなを平等に出すんだ。それで13歳からはエリートコースとして、実力のすごいのは2%、実力によって出す。それ以外の98%はまだ同じように出して楽しんでもらう。それで、お前のせいで負けたというようなことはなくす、そういった感じでスポーツを楽しんでもらえるようなことをやっているというようなことをその

先生がおっしゃっておりました。今回の移行は本当に難しいんですけれども、そういった今までの部活に対するものと違うものも出てくるのかななんということを考えたところでございます。

○議長（眞壁範幸君） これで、佐藤清隆君の一般質問を終わります。

---

散会の宣告

○議長（眞壁範幸君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変お疲れさまでした。

午前11時55分 散会

---

上記会議の経過は事務局長小原邦明が調製し、書記佐藤由弥歌が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議長

---

署名議員

---

署名議員

---